

議案第 125 号

史跡旧崇広堂の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

史跡旧崇広堂の設置及び管理に関する条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年 9 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

史跡旧崇広堂の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
(史跡旧崇広堂の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 史跡旧崇広堂の設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 262 号）の
一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

崇広堂の参観時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、使用時間は、午前 9
時から午後 9 時までとする。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 6 条関係）

崇広堂参観料

個人	一般	300円	団体 20名以上	一般	200円
	小学生以上高校生以下	100円		小学生以上高校生以下	60円

別表第 2（第 8 条関係）

崇広堂利用料金

区分 室名	午前	午後	全日	夜間
	午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 4 時30分	午前 9 時～午後 4 時30分	午後 5 時30分～午後 9 時
講堂	2,100円	2,500円	5,300円	1,800円／1 時間
有恒寮 1	530円	620円	1,320円	1,280円／1 時間
有恒寮 2	530円	620円	1,320円	1,280円／1 時間

備考

- 1 使用時間を延長する場合の利用料金は、使用した区分の利用料金に準じて算出した額とする。この場合において、延長した使用時間が1時間に満たないときは、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。
- 2 備品の利用料金は、市長が定める。

(旧小田小学校本館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 旧小田小学校本館の設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第263号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

小田小学校の参観時間は、午前9時から午後4時30分までとし、使用時間は、午前9時から午後9時までとする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

旧小田小学校参観料

個人	一般	300円	団体 20名以上	一般	200円
	小学生以上高校生以下	100円		小学生以上高校生以下	60円

別表第2（第8条関係）

旧小田小学校利用料金

区分 室名	午前	午後	全日	夜間
	午前9時～正午	午後1時～午後4時30分	午前9時～午後4時30分	午後5時30分～午後9時
1階ホール	1,070円	1,250円	2,670円	1,460円／1時間

備考

- 1 使用時間を延長する場合の利用料金は、使用した区分の利用料金に準じて算出した額とする。この場合において、延長した使用時間が1時間に満たないときは、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。
- 2 備品の利用料金は、市長が定める。

(城之越遺跡の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 城之越遺跡の設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第264号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

城之越遺跡入園料

個人	一般	300円	団体 20名以上	一般	200円
	小学生以上高校生以下	100円		小学生以上高校生以下	60円

（入交家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 入交家住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年伊賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

入交家住宅の参観時間は、午前9時から午後4時30分までとし、使用時間は、午前9時から午後9時までとする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

入交家住宅参観料

個人	一般	300円	団体 20名以上	一般	200円
	小学生以上高校生以下	100円		小学生以上高校生以下	60円

別表第2（第8条関係）

入交家住宅利用料金

区分	午前	午後	全日	夜間
室名	午前9時～正午	午後1時～午後4時30分	午前9時～午後4時30分	午後5時30分～午後9時
主屋	1,070円	1,250円	2,670円	1,460円／1時間

備考

- 1 使用時間を延長する場合の利用料金は、使用した区分の利用料金に準じて算出した額とする。この場合において、延長した使用時間が1時間に満たないときは、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。
- 2 備品の利用料金は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、施行日以後における崇広堂、旧小田小学校又は入交家住宅の使用を許可された者から徴収する利用料金の額は、第1条の規定による改正後の史跡旧崇広堂の設置及び管理に関する条例別表第2の規定、第2条の規定による改正後の旧小田小学校本館の設置及び管理に関する条例別表第2の規定又は第4条の規定による改正後の入交家住宅の設置及び管理に関する条例別表第2の規定の例によるものとする。